

「河川堤防の刈草を無償提供します」

～ 最上川の刈草を地域で活用しませんか ～

今年も河川堤防の除草時期となり、無償で地域の皆様に刈草をご活用していただける季節となりました。

堤防除草で発生した刈草については、主に処分場等で適切に処理しておりましたが、近年、無償提供した刈草を家畜の飼料等に利用していただき好評を得ております。一度活用してみませんか。

※山形河川国道事務所では、堤防の損傷度合いの点検を容易にすることや、芝の保全、良好な河川環境の維持を目的に堤防の除草をしています。

記

1. 提供期間及び提供区間

【提供期間】

- ① 1回目：平成24年6月中旬～ 7月下旬の間（土・日・祝日を除く）
- ② 2回目：平成24年9月上旬～ 10月中旬の間（土・日・祝日を除く）

【提供河川】

最上川、吉野川、置賜白川、須川、村山野川 他

2. 申し込み方法等（最寄りの出張所にご連絡ください）

除草箇所と除草時期は、担当出張所にご確認願います。

刈草の搬出は、事前に申込用紙を出張所に提出していただき、内容を確認後、各自で行っていただきます。

【申し込み先】

- ①南陽出張所（東置賜地区）
〒999-2232 南陽市三間通1-4 TEL0238-43-2011
- ②長井出張所（西置賜地区）
〒993-0002 長井市屋城町4-39 TEL0238-88-2310
- ③寒河江出張所（村山地区）
〒991-0043 寒河江市大字島字島東2-39 TEL0237-86-3069

〈発表記者会：山形県政記者クラブ〉

問い合わせ先

国土交通省山形河川国道事務所 TEL023-688-8942
技術副所長 高橋 孝男（内線204）
河川管理課長 田村 公仁（内線331）